

土木工事標準仕様書の一部改正の内容（平成 23 年 4 月 1 日 適用）

平成 23 年 4 月 建設企画課 建設技術 G 作成

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
目 次	8	3 - 1 2 - 2 3 手すり先行型足場	<u>(削除)</u>	項目の削除
第 1 編	71	1 - 1 - 3 設計図書の照査等	1 - 1 - 3 設計図書の照査等	
		2 . 請負者は、 <u>施工前及び施工途中</u> において、・・・	2 . 請負者は、 <u>工事着手前及び工事</u> 途中において、・・・	照 査 時 期 の 明 確 化
		3 . 請負者は、・・・ また、「設計図書の照査ガイドライン」の「照査要領（案）」で規定する工種を含む場合は、照査要領（案）により照査を行うものとする。	3 . 請負者は、・・・ <u>なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「設計図書の照査ガイドライン」の内照査要領（案）により照査を行うものとする。</u>	設 計 図 書 の 照 査 ガ イ ド ラ イ ン の 改 正
	72	1 - 1 - 6 施工計画書	1 - 1 - 6 施工計画書	
		2 . 請負者は、・・・ただし、請負者は請負代金額が 2,500 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略することができる。・・・(追加)	2 . 請負者は、・・・ただし、請負者は <u>当初請負代金額</u> が 2,500 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略することができる。・・・ <u>なお、つり足場を使用する工事においては、省略できる項目から（7）施工方法を除くものとする。</u>	2 2 建企第 3 1 1 - 2 号の仕様書への記載
	73	5 . 請負者は、・・・事前に施工計画書に記述すると共に、 <u>実施状況の説明資料として</u> 工事完了時までに、監督員に提出しなければならない。	5 . 請負者は、・・・事前に施工計画書に記述すると共に、 <u>実施状況が確認できる写真を添付し、</u> 工事完了時までに、監督員に提出しなければならない。	説 明 資 料 の 明 確 化

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 1 編	73	1 - 1 - 7 コリンズ登録	1 - 1 - 7 コリンズ登録	
		1 . 請負者は、・・・「登録のための確認のお願い」を <u>作成し、監督員の確認（署名、押印）を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</u>	1 . 請負者は、・・・「登録のための確認のお願い」を <u>作成し、監督員へ提出する。</u> 監督員の確認（署名、押印）を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。	作成後の手続きが不明確であったため、改正
	74	1 - 1 - 1 2 施工体制台帳	1 - 1 - 1 2 施工体制台帳	
		1 . 請負者は、・・・ <u>（追加）</u>	1 . 請負者は、・・・ <u>なお、低入札価格調査対象工事は、下請負契約を行う場合、下請負契約の請負代金額が 3 , 000 万円未満であっても、上記の施工体制台帳を監督員に提出しなければならない。</u> <u>ただし、この場合、施工体制台帳の工事現場への備え付けは、必要ない。</u>	低入札価格調査対象工事における下請負契約書の提出の追加
	75	1 - 1 - 1 4 調査・試験に対する協力	1 - 1 - 1 4 調査・試験に対する協力	
		<u>（追加）</u>	<u>6 . 請負者は、当該工事が発注者の実施する建設発生土処分実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</u>	対象工事の明確化
	76	1 - 1 - 1 6 設計図書の変更	1 - 1 - 1 6 設計図書の変更	
		1 . 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。	<u>（削除）</u>	照査要領の改訂に伴い、改正。

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 1 編	78	1 - 1 - 21 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	1 - 1 - 21 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	
		1 . 請負者は、監督員の立会予定について、 <u>段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)</u> に含めて、 <u>所定の様式により、監督員に提出</u> しなければならない。	1 . 請負者は、監督員の立会予定について、 <u>立会報告書</u> により、監督員に <u>報告</u> しなければならない。	提出様式の改正
		6 . 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。・・・ (2) 請負者は、事前に <u>段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)</u> を <u>所定の様式により監督員に提出</u> しなければならない。	6 . 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。・・・ (2) 請負者は、事前に <u>段階確認の予定について、段階確認報告書</u> により <u>監督員に報告</u> しなければならない。	提出様式の改正
		(新規)	<u>8 . 低入札価格調査制度の対象工事及び主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事は、重点監督を行うものとし、確認頻度等は土木工事現場必携 3 - 3 施工管理表で定めたものとする。</u>	16 建総第 241 号建設部長通知の仕様書への適用
		8 . 請負者は、表 1 - 2 施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、 <u>所定の様式により事前に監督員に報告</u> しなければならない。	9 . 請負者は、表 1 - 2 施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、 <u>施工状況把握報告書</u> により事前に監督員に報告しなければならない。	提出様式の改正

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 1 編	85	1 - 1 - 32 工事中の安全確保	1 - 1 - 32 工事中の安全確保	
		1 . 請負者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達) . . .	1 . 請負者は、土木工事安全施工技術指針 (<u>国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日</u>) . . .	適用日の明示
	87	16 . 請負者は、. . . 第 1 編 1 - 1 - <u>4 7</u> 臨機の措置の規定によらなければならない。	16 . 請負者は、. . . 第 1 編 1 - 1 - <u>4 9</u> 臨機の措置の規定によらなければならない。	番号の訂正
	89	1 - 1 - 36 環境対策	1 - 1 - 36 環境対策	
		6 . 請負者は、. . . 請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、 <u>監督員に提出しなければならない。</u>	6 . 請負者は、. . . 請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、 <u>工事完了後、監督員に提出しなければならない。</u>	提出時期の明確化
	90	(新規)	<u>10 . 請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県) に基づき、「自動車 NO x ・ PM 法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</u>	条例の適用
		1 - 1 - 37 事業損失防止	1 - 1 - 37 事業損失防止	
		1 . 請負者は、「事業損失の防止対策について」(59 土管第 296 号 昭和 58 年 7 月 25 日 土木部長通知) に基づき、社会通念上、受忍の限度を超えるような事態が生じないよう施工現場周辺を調査し、施工方法について十分検討を行うものとする。	1 . 請負者は、「事業損失の防止対策について」(<u>22 用地第 179 号 平成 22 年 9 月 28 日 建設部長通知</u>) に基づき、社会通念上、受忍の限度を超えるような事態が生じないよう施工現場周辺を調査し、施工方法について十分検討を行うものとする。	通知の改正

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改正理由
第 1 編	97	1 - 1 - 45 提出書類 1 . 請負者は、・・・ <u>(4) 工事打合せ簿</u> <u>(5) 段階確認・施工状況把握報告書</u> <u>(6) 品質管理図表</u> <u>(7) 出来形管理図表</u> ・・・ <u>(新規)</u> <u>(11) 各種台帳(植栽台帳、照明台帳、標識台帳、舗装台帳、橋梁台帳)等</u>	1 - 1 - 45 提出書類 1 . 請負者は、・・・ <u>(削除)</u> <u>(4) 立会・段階確認・施工状況把握報告書</u> <u>(5) 品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図及び度数表)</u> <u>(6) 出来形管理資料(出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図)</u> ・・・ <u>(10) 上記書類以外の工事打合せ簿で提出した書類</u> <u>(削除)</u>	提出書類の明確化
	98	1 - 1 - 49 臨機の措置 1 . 請負者は、・・・ <u>その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。</u>	1 - 1 - 49 臨機の措置 1 . 請負者は、・・・ <u>その内容をすみやかに条件変更確認請求通知書に記載し、監督員に通知報告しなければならない。</u>	手続きの明確化
	99	2 . 監督員は、・・・ <u>(追加)</u>	2 . 監督員は、・・・ <u>請負者は、監督員から請求のあった臨機の措置についても、条件変更確認請求通知書に記載し、監督員に通知しなければならない。</u>	手続きの明確化
	101	1 - 2 工事材料の品質及び検査(確認を含む) 5 . 請負者は、設計図書において <u>指定された</u> 工事材料について、見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。	1 - 2 工事材料の品質及び検査(確認を含む) 5 . 請負者は、設計図書において見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない <u>と指定された</u> 工事材料については、これを提出しなければならない。	文章の明確化

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改正理由
第 2 編	101	7 . 請負者は、・・・確認した資料を <u>事前に</u> 監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。	7 . 請負者は、・・・確認した資料を <u>所定の様式により事前に</u> 監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。	手続きの明確化
第 3 編	103	2 - 2 - 7 その他の砂利、碎石、砂	2 - 2 - 7 その他の砂利、碎石、砂	
		3 . クラッシャラン (C - 40) 及び・・・第 3 編 3 - <u>6</u> - 2 アスファルト舗装の材料 第 11 項の規定によらなければならない。	3 . クラッシャラン (C - 40) 及び・・・第 3 編 3 - <u>8</u> - 2 アスファルト舗装の材料 第 11 項の規定によらなければならない。	番号の訂正
	150	2 - 3 - 2 工場の選定	2 - 3 - 2 工場の選定	
		11 . 一般土木工事に使用する・・・ 注： 1) 粗骨材の最大寸法 25 mm は地域的に入手が不可能な場合のみ 20mm とすることができる。	11 . 一般土木工事に使用する・・・ 注： 1) 粗骨材の最大寸法 25 mm は地域的に入手 <u>困難な場合は、監督員と協議するものとする。</u>	現状との一致
	169	第 3 章 第 2 節 適用基準	第 3 章 第 2 節 適用基準	
		<u>日本道路協会 道路土工 - のり面工・斜面安定工指針 (平成 11 年 3 月)</u>	<u>(削除)</u>	適用基準の改正
		<u>(追加)</u>	<u>日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</u>	適用基準の改正
		<u>(追加)</u>	<u>日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</u>	適用基準の改正

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 3 編	186	3 - 3 - 13 工場塗装工	3 - 3 - 13 工場塗装工	
		12. 検 査 (1) 請負者は、 <u>工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、・・・</u>	12. 検 査 (1) 請負者は、 <u>外面塗装では、無機ジンクリッチペイン トの塗付後、下塗り終了時及び上塗り終了時に、内面塗装 では、内面塗装終了時に、塗膜厚検査を行い、・・・</u>	検査時期の明確化
		(3) 請負者は、・・・ <u>(追加)</u>	(3) 請負者は、・・・ <u>ただし、200 m²以上 500 m²未満の場合は 25 点、200 m²未満 の場合は 10 m²につき 1 点以上、塗膜厚の測定を行うものと する。</u>	測定基準の見直し
	199	3 - 5 - 1 一般事項	3 - 5 - 1 一般事項	
		2. 請負者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工—のり 面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</u> 」(日本道路協会 平 成 11 年 3 月)(削除、追加)・・・	2. 請負者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工—盛土工 指針 第 5 章 施工</u> 」(日本道路協会 平成 22 年 4 月)、「 <u>道 路土工 - 切土工・斜面安定工指針 のり面工編</u> 」(日本道路 協会 平成 21 年 6 月)・・・	適用基準の改正
	217	3 - 8 - 2 アスファルト舗装の材料	3 - 8 - 2 アスファルト舗装の材料	
		<u>25. 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファル ト量は 3.5 ~ 4.5% とする。</u>	<u>(削除)</u>	下表 (混合物の種類と アスファルト量) と重 複

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 3 編	222	3 - 8 - 5 アスファルト舗装工	3 - 8 - 5 アスファルト舗装工	
		7 . 請負者は、・・・ (25) 請負者は、・・・(追加)	7 . 請負者は、・・・ (25) 請負者は、・・・ <u>なお、表層は原則としてレーンマーク に合わせるものとする。</u>	施工管理の明確化
	246	3 - 12 - 23 手すり先行型足場	<u>(削除)</u>	
		手すり先行型足場の施工については、第 1 編 1 - 1 - 31 手すり先行型足場の規定による。	<u>(削除)</u>	第 1 編に記載されて いるため、削除
第 5 編	305	第 1 章 第 2 節 適用基準	第 1 章 第 2 節 適用基準	
		(社)日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 11 年 3 月)	(社)日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	適用基準の改正
第 6 編	323	第 1 章 第 2 節 適用基準	第 1 章 第 2 節 適用基準	
		日本道路協会 道路土工一のり面工・斜面安定工指針 (平成 11 年 3 月)	<u>(削除)</u>	適用基準の改正
		(追加)	<u>日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</u>	適用基準の改正
		(追加)	<u>日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)</u>	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 6 編	324	1 - 4 - 1 一般事項	1 - 4 - 1 一般事項	
		2 .請負者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</u> 」(日本道路協会 平成 11 年 3 月)(削除、追加)・・・	2 .請負者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工—盛土工指針 第 5 章 施工</u> 」(日本道路協会 平成 22 年 4 月)、「 <u>道路土工—一切土工・斜面安定工指針 のり面工編 斜面安定工編</u> 」(日本道路協会 平成 21 年 6 月)・・・	適用基準の改正
	325	1 - 6 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し)	1 - 6 - 2 作業土工(床掘り・埋戻し)	
		(新規)	<u>2 . 請負者は、作業開始にあたり立木等を伐採した後、作業土工に着手する前に、現況の縦断及び横断の形状を測量し、設計図書と整合しているか確認し、監督員に報告しなければならない。作業開始前に測量した形状と設計図書とが整合しない場合は、構造物の変更を伴う場合があるので、監督員の指示に従い、作業土工を開始しなければならない。</u>	注意事項の追加
		1 - 6 - 4 コンクリート堰堤本体工	1 - 6 - 4 コンクリート堰堤本体工	
		(新規)	<u>5 . 請負者は、えん堤本体のコンクリートを打設する場合は、原則としてクレーンによってコンクリート打込み用バケットを吊り下げて打設するものとする。</u>	施工方法の指定
		<u>7 . 請負者は、・・・40～50cm になるように打込まなければならない。</u>	<u>8 . 請負者は、40～50cm 以下を標準となるように打込まなければならない。</u>	施工方法の指定

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 6 編	327	1 - 6 - 10 残存型枠（砂防工）	1 - 6 - 10 残存型枠（砂防工）	
		1 . 一般事項 ．．． <u>（追加）</u>	1 . 一般事項 ．．． <u>（３）残存型枠及び残存化粧型枠を使用して砂防えん堤の本堤を構築する場合で、当該型枠の単位体積重量がコンクリートより軽い製品を使用する場合は、当該型枠を砂防えん堤本体断面内に含んではならない。</u> <u>（４）残存型枠及び残存化粧型枠は本体と一体化するので製品や金具の形状などによりコンクリートが十分充填できないおそれがあるものは使用してはならない。</u>	注意事項の追加
		3 . 施工 <u>（追加）</u>	3 . 施工 <u>（１）残存型枠及び残存化粧型枠を使用するすべての工事において、請負者はその使用する製品に応じた施工方法を施工計画書に添付し、監督員に提出しなければならない。また、施工方法の変更を行う場合は、速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</u>	施工手続きの指定
第 7 編	343	第 1 章 第 2 節 適用基準	第 1 章 第 2 節 適用基準	
		<u>日本道路協会 道路土工 - のり面工・斜面安定工指針（平成 11 年 3 月）</u>	<u>（削除）</u>	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	343	(追加)	日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成 22 年 4 月)	適用基準の改正
		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	適用基準の改正
	344	1 - 4 - 1 法面工	1 - 4 - 1 法面工	
		2 . 請負者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)(追加)・・・	2 . 請負者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)「道路土工 - 盛土工指針 第 5 章 施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)・・・	適用基準の改正
	345	1 - 7 - 1 一般事項	1 - 7 - 1 一般事項	
		2 . 請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般」(日本道路協会、平成 11 年 3 月)・・・	2 . 請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般」(日本道路協会、平成 22 年 3 月)・・・	適用基準の改正
		1 - 7 - 2 材 料	1 - 7 - 2 材 料	
		請負者は、・・・「道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度」(日本道路協会 平成 11 年 3 月)・・・	請負者は、・・・「道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度」(日本道路協会 平成 22 年 3 月)・・・	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	346	1 - 7 - 7 プレキャストカルバート工	1 - 7 - 7 プレキャストカルバート工	
		3 . 請負者は、・・・「道路土工 - カルバート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工」(日本道路協会、平成 11 年 3 月)・・・	3 . 請負者は、・・・「道路土工 - カルバート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工」(日本道路協会、平成 22 年 3 月)・・・	適用基準の改正
	354	第 2 章 第 2 節 適用基準	第 2 章 第 2 節 適用基準	
		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 16 年 2 月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)	適用基準の改正
	364	2 - 3 - 13 雑則 (舗装工事における土質調査の復旧)	2 - 3 - 13 雑則 (舗装工事における土質調査の復旧)	
		(7) 現道が舗装していない場合は、切込み砕石 (R C — 40) による埋戻し転圧を行わなければならない。	(削除)	現状との不一致
	368	2 - 8 - 2 材 料	2 - 8 - 2 材 料	
		使用材料一覧表 規 格 ~~~~~ JIS G 3444・・・第 3 編 3 - 3 - 9 小型標識工・・・	使用材料一覧表 規 格 ~~~~~ JIS G 3444・・・第 3 編 3 - 3 - 7 小型標識工・・・	番号の訂正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	374	3 - 3 - 3 鋼製橋脚製作工	3 - 3 - 3 鋼製橋脚製作工	
		2 . 仮組立て検査 請負者は、・・・ (追加) なお、他の方法によって<u>仮組立てと同等の精度が行える</u> <u>場合</u>の出来形管理は、・・・	2 . <u>仮組立検査</u> 請負者は、・・・ <u>仮組立は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とするが、他の方法によって実仮組立と同等以上の精度の検査が確実に</u><u>行える場合は、監督員の承諾を得て実施できるものとする。</u> <u>ただし、下記の 3 条件に全てが合致する場合には、監督員の承諾を得て、仮組立の簡略化（計算機を用いた仮組立シミュレーションによる部材管理や部分仮組立による代替案等）を基本とする。（ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。）</u> <u>条件 1 鋸桁橋（I 型断面）又は箱桁橋であること</u> <u>2 直橋であること</u> <u>3 鋸桁橋では斜角が 7 5 ° 以上、箱桁橋では斜角が 9 0 ° 以上であること</u> なお、他の方法によって<u>仮組立と同等の精度が行える場合及び仮組立の簡略化の場合</u>の出来形管理は、・・・	検査の明確化

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	384	4 - 3 - 3 桁製作工	4 - 3 - 3 桁製作工	
		2 . 仮組立て検査 請負者は、・・・ (追加) なお、他の方法によって<u>仮組立てと同等の精度が行える</u> <u>場合</u>の出来形管理は、・・・	2 . <u>仮組立検査</u> 請負者は、・・・ <u>仮組立は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とするが、他の方法によって実仮組立てと同等以上の精度の検査が確実に</u><u>行える場合は、監督員の承諾を得て実施できるものとする。</u> <u>ただし、下記の 3 条件に全てが合致する場合には、監督員の承諾を得て、仮組立の簡略化（計算機を用いた仮組立シミュレーションによる部材管理や部分仮組立による代替案等）を基本とする。（ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。）</u> <u>条件 1 鋸桁橋（I 型断面）又は箱桁橋であること</u> <u>2 直橋であること</u> <u>3 鋸桁橋では斜角が 7 5 ° 以上、箱桁橋では斜角が 9 0 ° 以上であること</u> なお、他の方法によって<u>仮組立てと同等の精度が行える場合</u> <u>及び仮組立の簡略化の場合</u>の出来形管理は、・・・	検査の明確化

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	394	4 - 5 - 3 現場塗装工	4 - 5 - 3 現場塗装工	
		18. 検査 (1) 請負者は、 <u>現場塗装終了後、</u> ・・・	18. 検査 (1) 請負者は、 <u>現場塗装（各層毎）終了後、</u> ・・・	検査基準の明確化
		(3) 請負者は、・・・ <u>(追加)</u>	(3) 請負者は、・・・ <u>ただし、200 m²以上 500 m²未満の場合は 25 点、200 m²未満の場合は 10 m²につき 1 点以上、塗膜厚の測定を行うものとする。</u>	検査基準の明確化
	399	第 5 章 第 2 節 適用基準	第 5 章 第 2 節 適用基準	
		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） <u>（平成 19 年 5 月）</u>	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） <u>（平成 22 年 11 月）</u>	適用基準の改正
	439	第 13 章 第 2 節 適用基準	第 13 章 第 2 節 適用基準	
		日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成 16 年 2 月）</u>	日本道路協会 舗装再生便覧 <u>（平成 22 年 11 月）</u>	適用基準の改正
		日本道路協会 道路土工 - のり面工・斜面安定工指針 <u>（平成 11 年 3 月）</u>	<u>（削除）</u>	
		<u>（追加）</u>	<u>日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 （平成 22 年 4 月）</u>	適用基準の改正
		<u>（追加）</u>	<u>日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 （平成 21 年 6 月）</u>	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 7 編	451	13 - 12 - 1 一般事項	13 - 12 - 1 一般事項	
		2 . 請負者は・・・、「 <u>道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</u> 」(日本道路協会 平成 11 年 3 月)(<u>追加、削除</u>)・・・	2 . 請負者は・・・、「 <u>道路土工—盛土工指針 第 5 章 施工</u> 」(<u>日本道路協会、平成 22 年 4 月</u>)「 <u>道路土工—切土工・斜面安定工指針 のり面工編</u> 」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)・・・	適用基準の改正
第 8 編	483	第 1 章 第 2 節 適用基準	第 1 章 第 2 節 適用基準	
		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (<u>平成 11 年 3 月</u>)	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (<u>平成 22 年 3 月</u>)	適用基準の改正
		日本道路協会 道路土工 - のり面工・斜面安定工指針 (<u>平成 11 年 3 月</u>)	(<u>削除</u>)	適用基準の改正
		(<u>追加</u>)	日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (<u>平成 22 年 4 月</u>)	適用基準の改正
		(<u>追加</u>)	日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (<u>平成 21 年 6 月</u>)	適用基準の改正
	487	1 - 5 - 1 一般事項	1 - 5 - 1 一般事項	
		2 請負者は・・・「 <u>道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</u> 」(日本道路協会 平成 11 年 3 月)(<u>追加、削除</u>)・・・	2 請負者は・・・「 <u>道路土工—盛土工指針 第 5 章 施工</u> 」(<u>日本道路協会、平成 22 年 4 月</u>)「 <u>道路土工—切土工・斜面安定工指針 のり面工編</u> 」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)・・・	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 8 編	495	第 2 章 第 2 節 適用基準	第 2 章 第 2 節 適用基準	
		国土交通省 公共用緑化樹木等品質寸法企画基準（案） （平成 20 年 12 月）	国土交通省 公共用緑化樹木等品質寸法企画基準（案） <u>（平成 21 年 2 月）</u>	適用基準の改正
	507	第 3 章 第 2 節 適用基準	第 3 章 第 2 節 適用基準	
		国土交通省 公共建築工事標準仕様書 <u>（平成 19 年）</u>	国土交通省 公共建築工事標準仕様書 <u>（平成 22 年 5 月）</u>	適用基準の改正
		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 <u>（平成 11 年 3 月）</u>	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 <u>（平成 22 年 3 月）</u>	適用基準の改正
		国土交通省 電気通信設備工事共通仕様書 <u>（平成 20 年）</u>	国土交通省 電気通信設備工事共通仕様書 <u>（平成 22 年）</u>	適用基準の改正
第 9 編	591	第 2 章 第 2 節 適用基準	第 2 章 第 2 節 適用基準	
		<u>（社）公共建築協会</u> 公共建築工事標準仕様書 <u>（平成 19 年 3 月）</u>	<u>国土交通省</u> 公共建築工事標準仕様書 <u>（平成 22 年 5 月）</u>	適用基準の改正

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由																																				
第 9 編	591	環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について（告示）（平成 15 年）	環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について（告示）（平成 21 年）	適用基準の改正																																				
第 10 編	630	第 10 章 第 2 節 ゴム防舷材	第 10 章 第 2 節 ゴム防舷材																																					
		（追加）	注）ゴム防舷材については、平成 24 年 3 月 31 日までは従前のとおり港湾工事共通仕様書（21 年 4 月）によることができるものとする。	港湾工事共通仕様書の一部改訂に伴い、改正。以下同。																																				
		1. 材 質	1. 材 質																																					
		1）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐油性及び耐磨耗性などの耐久性を有する・・・	1）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、耐磨耗性などの耐久性を有する・・・																																					
	631	表 10 - 6 ゴムの材質基準（現行内容）																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">試験項目</th><th>基準値</th><th>試験規格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">— 強伸度試験</td><td>老化前</td><td>引 張 強 さ</td><td>16Mpa以上</td><td>J I S K 6251</td></tr> <tr> <td>老化前</td><td>伸 び</td><td>350%以上</td><td>J I S K 6251</td></tr> <tr> <td>老化前</td><td>硬 さ</td><td>72度以下</td><td>J I S K 6253</td></tr> <tr> <td rowspan="3">強伸度試験</td><td>老化後</td><td>引 張 強 さ</td><td>老化前値の80%以上</td><td>J I S K 6251</td></tr> <tr> <td>老化後</td><td>伸 び</td><td>老化前値の80%以上</td><td>J I S K 6251</td></tr> <tr> <td>老化後</td><td>硬 さ</td><td>老化前値の + 8 度以内でかつ 76度以下</td><td>J I S K 6253</td></tr> <tr> <td colspan="3">圧 縮 永 久 ひ ズ み 試 験</td><td>30%以下</td><td>J I S K 6262</td></tr> </tbody> </table>			試験項目			基準値	試験規格	— 強伸度試験	老化前	引 張 強 さ	16Mpa以上	J I S K 6251	老化前	伸 び	350%以上	J I S K 6251	老化前	硬 さ	72度以下	J I S K 6253	強伸度試験	老化後	引 張 強 さ	老化前値の80%以上	J I S K 6251	老化後	伸 び	老化前値の80%以上	J I S K 6251	老化後	硬 さ	老化前値の + 8 度以内でかつ 76度以下	J I S K 6253	圧 縮 永 久 ひ ズ み 試 験			30%以下	J I S K 6262
試験項目			基準値	試験規格																																				
— 強伸度試験	老化前	引 張 強 さ	16Mpa以上	J I S K 6251																																				
	老化前	伸 び	350%以上	J I S K 6251																																				
	老化前	硬 さ	72度以下	J I S K 6253																																				
強伸度試験	老化後	引 張 強 さ	老化前値の80%以上	J I S K 6251																																				
	老化後	伸 び	老化前値の80%以上	J I S K 6251																																				
	老化後	硬 さ	老化前値の + 8 度以内でかつ 76度以下	J I S K 6253																																				
圧 縮 永 久 ひ ズ み 試 験			30%以下	J I S K 6262																																				

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由																				
第 10 編	631	表 10 - 6 ゴムの材質基準（平成 23 年 4 月 1 日 改正内容）																						
		<table><tr><td colspan="2">試験項目</td><td>基準値</td><td>試験規格</td></tr><tr><td rowspan="3"><u>促進老化試験</u></td><td><u>引 張 強 さ</u></td><td><u>加熱前値の80%以上</u></td><td><u>J I S K 6251</u></td></tr><tr><td><u>伸 び</u></td><td><u>加熱前値の80%以上</u></td><td><u>J I S K 6251</u></td></tr><tr><td><u>硬 さ</u></td><td><u>加熱前値の + 8 を越えないこと</u></td><td><u>J I S K 6253</u></td></tr><tr><td><u>耐 オ ゾ ン 性</u></td><td><u>静的オゾン劣化</u></td><td><u>72時間後に目視でき裂発生がないこと</u></td><td><u>J I S K 6259</u></td></tr></table>				試験項目		基準値	試験規格	<u>促進老化試験</u>	<u>引 張 強 さ</u>	<u>加熱前値の80%以上</u>	<u>J I S K 6251</u>	<u>伸 び</u>	<u>加熱前値の80%以上</u>	<u>J I S K 6251</u>	<u>硬 さ</u>	<u>加熱前値の + 8 を越えないこと</u>	<u>J I S K 6253</u>	<u>耐 オ ゾ ン 性</u>	<u>静的オゾン劣化</u>	<u>72時間後に目視でき裂発生がないこと</u>	<u>J I S K 6259</u>	
		試験項目		基準値		試験規格																		
		<u>促進老化試験</u>	<u>引 張 強 さ</u>	<u>加熱前値の80%以上</u>		<u>J I S K 6251</u>																		
			<u>伸 び</u>	<u>加熱前値の80%以上</u>		<u>J I S K 6251</u>																		
	<u>硬 さ</u>		<u>加熱前値の + 8 を越えないこと</u>	<u>J I S K 6253</u>																				
	<u>耐 オ ゾ ン 性</u>	<u>静的オゾン劣化</u>	<u>72時間後に目視でき裂発生がないこと</u>	<u>J I S K 6259</u>																				
	（現行内容）																							
	4 ）物理試験は、前項の試験項目を																							
	．．．																							
「 J I S K 6262 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの永久ひずみ試験方法」																								
によって行わなければならない。																								
なお、硬さ、老化及び <u>圧縮永久ひずみ試験</u> は、次の方法によらなければならない。																								
<table><tr><td><u>硬さ試験</u></td><td><u>デュロメータ硬さ試験（タイプA）</u></td></tr><tr><td>老化試験（ J I S K 6257 ）</td><td><u>ノーマルオープン法試験</u></td></tr><tr><td></td><td>試験温度 ： 70 ± 1</td></tr><tr><td></td><td>試験時間 ： 96⁰₋₂ 時間</td></tr><tr><td><u>圧縮永久ひずみ試験</u></td><td><u>熱処理温度：70 ± 1</u></td></tr><tr><td></td><td><u>熱処理時間：24⁰₋₂ 時間</u></td></tr></table>			<u>硬さ試験</u>	<u>デュロメータ硬さ試験（タイプA）</u>	老化試験（ J I S K 6257 ）	<u>ノーマルオープン法試験</u>		試験温度 ： 70 ± 1		試験時間 ： 96 ⁰ ₋₂ 時間	<u>圧縮永久ひずみ試験</u>	<u>熱処理温度：70 ± 1</u>		<u>熱処理時間：24⁰₋₂ 時間</u>										
<u>硬さ試験</u>	<u>デュロメータ硬さ試験（タイプA）</u>																							
老化試験（ J I S K 6257 ）	<u>ノーマルオープン法試験</u>																							
	試験温度 ： 70 ± 1																							
	試験時間 ： 96 ⁰ ₋₂ 時間																							
<u>圧縮永久ひずみ試験</u>	<u>熱処理温度：70 ± 1</u>																							
	<u>熱処理時間：24⁰₋₂ 時間</u>																							

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 10 編	631	(平成 23 年 4 月 1 日 改正内容) 4) 物理試験は、前項の試験項目を ．．． <u>「J I S K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの耐オゾン性試験方法」</u> によって行わなければならない。 なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。 <u>硬さ試験 (J I S K 6253)</u> デュロメータ硬さ試験 (タイプ A) 老化試験 (J I S K 6257) <u>ノーマルオープン法試験</u> 試験温度 : 70 ± 1 試験時間 : 96⁰₋₂ 時間 <u>耐オゾン試験 (J I S K 6259)</u> <u>オゾン濃度 : 50 ± 5 pphm</u> 試験温度 : 40 試験時間 : 72 時間 伸度 : 20 ± 2 % 伸長		
		<u>(新規)</u>	<u>5) ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者はゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</u> <u>耐久性 : 市販されている形状・性能等級が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大 150 秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで 3,000 回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。</u>	

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 10 編	632	2 . 製 作	2 . 製 作	
		4) 試験は、 <u>防舷材の標準性能曲線により求まるエネルギー吸収値と反力値との比が最大となるまで圧縮しなければならない。性能は、圧縮中に吸収されたエネルギー及び発生した最大反力値をもって、表さなければならない。・・・</u>	4) 試験は、 <u>すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。</u>	
		<u>(新規)</u>	<u>5) 防舷材の設計において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。『防舷材システム設計の指針 2002 (国際航路協会) 参照』</u>	
		<u>5) 請負者は、・・・</u> <u>・・・</u> <u>ゴ ム 質</u>	<u>6) 請負者は、・・・</u> <u>・・・</u> <u>品番 (タイプ、性能等級)</u>	
		第 3 節 車 止	第 3 節 車 止	
		1 . 材 料	1 . 材 料	
		<u>4) 塗料は、溶融亜鉛めっき専用塗料を使用しなければならない。</u>	<u>4) 請負者は製作に先立ち塗料について、監督職員の承諾を得なければならない。</u>	
		2 . 製 作	2 . 製 作	
		1) 車止めは、 <u>溶融亜鉛めっきを施さなければならない。亜鉛の付着量は、「 JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 2 種 (HDZ55) 」の 550 g / m² 以上とする。・・・</u>	1) <u>鋼製 (溶融亜鉛めっき) の亜鉛の付着量は、「 JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 」2 種 (HDZ55) の 550 g / m² 以上とする。・・・</u>	

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
第 10 編	632	3) 鋼製以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。	3) 鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。	
	633	3 . 施 工	3 . 施 工	
		2) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。・・・	2) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識 - 産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。	
	634	5) 鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。	5) 鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。	
第 11 編	641	第 1 章 第 1 節 適 用	第 1 章 第 1 節 適 用	
		1 . 愛知県建設部の・・・「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 平成 21 年 3 月一部改正)を準拠するものとする。	1 . 愛知県建設部の・・・「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 平成 22 年 3 月一部改正)を準拠するものとする。	適用基準の改正
	642	第 2 章 第 1 節 適 用	第 2 章 第 1 節 適 用	
		1 . 愛知県建設部の・・・「機械工事完成図書作成要領(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 平成 19 年 3 月一部改正)を準拠するものとする。	1 . 愛知県建設部の・・・「機械工事完成図書作成要領(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 平成 22 年 3 月一部改正)を準拠するものとする。	適用基準の改正
第 12 編	643	適用基準一覧表（割愛）		適用基準の改正

土木工事標準仕様書の一部改正の内容（平成 23 年 4 月 1 日 適用）

平成 23 年 4 月 建設企画課 建設技術 G 作成

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由		
施 工 管 理 基 準	653	5 . 管理項目及び方法	5 . 管理項目及び方法			
		(2)出来形管理 請負者は、・・・ <u>出来形成果表</u> 及び出来形図を作成し管理するものとする。 なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、 <u>出来形成果表</u> の作成を省略することができる。	(2)出来形管理 請負者は、・・・出来形成果表(<u>出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図</u>) 及び出来形図を作成し管理するものとする。 なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、 <u>測定結果一覧表</u> の作成を省略することができる。	書類の明確化		
	654	(3)品質管理 1) 請負者は、・・・その管理内容に応じて、 <u>工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}$ - R、$\bar{x}$ - R s - R m など)</u> を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は、 <u>品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</u>	(3)品質管理 1) 請負者は、・・・ <u>品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表)</u> を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は、 <u>品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。</u>	書類の明確化		
出 来 形 管 理 基 準 及 び 規 格 値 (工 事 共 通 編)	687	3 - 3 - 3 - 4 矢板工	3 - 3 - 3 - 4 矢板工			
		<table><tr><td>測定項目</td><td>規格値</td></tr><tr><td>延長 L</td><td>-200</td></tr></table>	測定項目	規格値	延長 L	-200
測定項目	規格値					
延長 L	-200					

編	項	現行内容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
出来形管理基準及び規格値（工事共通編）	694	3 - 3 - 3 - 1 3 工場塗装工	3 - 3 - 3 - 1 3 工場塗装工	
		測定基準： 外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装は内面塗装終了時に測定。 ・・・ <u>（追加）</u>	測定基準： 外面塗装では、 <u>無機ジンクリッチペイントの塗布後、下塗り終了時及び上塗り終了時に</u> 測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定。 ・・・ <u>ただし、塗装面積が、200m²未満の場合は、10m²につき 1 点以上、200m²以上 500m²未満の場合は、25 点測定する。</u>	仕様書の記載内容との一致
	701	3 - 3 - 8 - 5 - 6 アスファルト舗装工（表層工）	3 - 3 - 8 - 5 - 6 アスファルト舗装工（表層工）	
		測定基準： ・・・ 平坦性は各車線毎に <u>舗装縁</u> から 1 m の線上、全延長とする。	測定基準： ・・・ 平坦性は各車線毎に <u>車線縁</u> から 1 m の線上、全延長とする。	測定箇所の明確化
	711	3 - 4 - 1 - 1 現場塗装工	3 - 4 - 1 - 1 現場塗装工	
		<u>塗装終了時に</u> 測定。 ・・・ <u>（追加）</u>	<u>各層塗装終了時に</u> 測定。 ・・・ <u>ただし、塗装面積が、200m²未満の場合は、10m²につき 1 点以上、200m²以上 500m²未満の場合は、25 点測定する。</u>	仕様書の記載内容との一致

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
出来形管理基準及び規格値（工事共通編）	715	3 - 4 - 2 - 1 <u>巨石張り、巨石積み</u>	3 - 4 - 2 - 1 <u>多自然川づくり関連工（巨石張り、巨石積み）</u>	名称の変更
		3 - 4 - 2 - 2 <u>かごマット</u>	3 - 4 - 2 - 2 <u>多自然川づくり関連工（かごマット）</u>	名称の変更
		3 - 4 - 2 - 3 <u>羽口工</u>	3 - 4 - 2 - 3 <u>羽口工（じゃかご）</u>	名称の変更
	716	3 - 4 - 2 - 4 <u>ふとんかご、かご枠</u>	3 - 4 - 2 - 4 <u>羽口工（ふとんかご、かご枠）</u>	名称の変更
	733	3 - 4 - 4 - 3 1 <u>路面切削工</u>	3 - 4 - 4 - 3 1 <u>路面切削工</u>	
		規格値(mm) 平均値以上： <u>-2</u> 測定基準： ．．． 測定点は <u>車道中心線、車道端及びその中心とする。</u> <u>（追加）</u>	規格値(mm) 平均値以上： <u>＝</u> 測定基準： ．．． 測定点は <u>車線端及び車線の中心</u> とする。 <u>中央分離帯がない場合</u> <u>2 車線：5 点 4 車線：9 点</u> <u>中央分離帯がある場合</u> <u>2 車線：6 点 4 車線：10 点</u>	測定位置の明確化、及び平均値管理の廃止

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
出来形管理基準及び規格値（工事共通編）	734	3 - 4 - 4 - 3 3 オーバーレイ工	3 - 4 - 4 - 3 3 オーバーレイ工	
		測定基準： ・・・ 測定点は <u>車道中心線、車道端及びその中心とする。</u> (追加)	測定基準： ・・・ 測定点は <u>車線端及び車線の中心</u> とする。 <u>中央分離帯がない場合</u> <u>2車線：5点 4車線：9点</u> <u>中央分離帯がある場合</u> <u>2車線：6点 4車線：10点</u>	測定位置の明確化、及び平均値管理の廃止
出来形管理基準及び規格値（下水道編）	767-(2)	(ページ全体を追加)		平成 22 年度版で抜け落ちていたため、追加。
出来形管理基準及び規格値（港湾編）	778	4 埋立	4 埋立	
		測定項目： <u>基準高</u>	測定項目： <u>地盤高</u>	港湾共通仕様書の改訂(以下同)
		5 裏埋	5 裏埋	
		測定項目： <u>基準高</u>	測定項目： <u>地盤高</u>	
	782	18 コンクリートブロック製作(異形ブロック除く)	18 コンクリートブロック製作(異形ブロック除く)	
		測定基準： ・・・ <u>直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは 10 個に 1 個以上測定</u>	測定基準： ・・・ <u>直立消波ブロックに使用するブロックは 10 個に 1 個以上測定</u>	
品質管理基準及び規格値	882-884	<u>29 プラント再生舗装工</u>	<u>(削除)</u>	適用が少ないため、削除。

編	項	現 行 内 容		平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由	
品質管理基準及び規格 値 [港 湾 ・ 漁 港]	897	35 防舷材 1) ゴム防舷材			港湾共通仕様書の改訂	
		(現行内容)				
		管理内容	管理方法	品質規格		測定頻度
		ゴムの物理的試験 (引張試験、硬さ試験、老朽化試験等) による材質が第10編第10章 表10- 6 に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書) により確認 試験方法はJIS K 6301及び第10編第10章第2節による。	第10編第10章 表10- 6 JIS A 6301		製造前
		長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特及び監督員が承諾した詳細図等		搬入前、全数
		(平成 23 年 4 月 1 日 改正内容)				
		管理内容	管理方法	品質規格		測定頻度
		ゴムの物理的試験 (引張試験、硬さ試験、老朽化試験等) による材質が第10編第10章 表10- 6 に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認 試験方法は第10編第10章第2節による。	第10編第10章 表10- 6 JIS K 6259 備考:平成24年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができる。		製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット
		長さ、幅、高さ、(削除) ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特及び監督員が承諾した詳細図等		搬入前、全数

編	項	現 行 内 容	平成 23 年 4 月 1 日 改正内容	改 正 理 由
共通 写真撮影 箇所一覧表	915	(現行内容)		施工状況写真の位置づけの 明確化
		区分	写真管理項目	
			撮影頻度 〔 撮影時期 〕 代表写真 選定頻度	
		施工状況写真	工種、種別毎に標準仕様書及び諸基準に従い施工 していることが確認できるように撮影、選定する。	
			品質管理写真撮影箇所一覧 表及び出来形管理写真撮影 箇所一覧表による。	
		(平成 23 年 4 月 1 日 改正内容)		
		区分	写真管理項目	摘 要
			撮影頻度 〔 撮影時期 〕 代表写真 選定頻度	
		施工状況写真	品質管理写真撮影箇所一覧表及び出来形 管理写真撮影箇所一覧表により撮影。	品質管理写真及び出来形管理写真の 区分の中で基本的に整理する。